

2023年1月
塩釜ガス株式会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係るガス料金の対応について

平素より弊社のガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」））に参画する申請を行い、採択されました。

本事業は、国が定める値引き単価により、都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、国が値引き原資の支援を行うものです。

弊社では、本事業に基づき2023年2月検針分から、国が定める値引き分をお客さまのガス料金から差し引きご請求いたしますので、お知らせいたします。

なお、本事業による値引きについて、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

記

本事業の概要

経済産業省のホームページ (<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>) でご確認ください

国が指定する値引き単価及び対象期間

- ・令和5年2月の検針分から令和5年9月の検針分までにおいては、30円（1立方メートル当たり）（税込）
- ・令和5年10月の検針分においては、15円（1立方メートル当たり）（税込）

※ただし、年間契約量が1,000万立方メートル以上のお客様、LPガス供給地区（高圧、旧簡易ガス地区）のお客様は対象外となります。

本事業の詳細・お問い合わせ先

経済産業省ホームページ (<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)

経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策事務局 需要家向け窓口」

TEL：0120-013-305

受付時間：全日9：00から17：00

以上